



# 自転車の交通ルール

【自転車は車両(軽車両)】道路交法第2条第1項第8号及び第11号

自転車は道路交法上、「軽車両」といい、自動車やバイクと同じ「車両」と規定されています。



## 決められたところを通行しないと交通違反となります。



**【通行区分】**  
罰則: 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。



**【軽車両の路側帯通行】**

罰則: 2万円以下の罰金又は料料

自転車は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、左側の路側帯を通行することができる。この場合、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

## 歩道を通行できる場合でも、守るべきルールがあります。

**【普通自転車の歩道通行】**

- 自転車歩道通行可の標識等がある場合。
- 自転車を運転している人が
  - ・13歳未満の子ども
  - ・70歳以上の高齢者
  - ・身体の不自由な人の場合。
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合。歩道を通行することができる。



**【普通自転車の歩道通行】**

罰則: 2万円以下の罰金又は料料

- 歩道を通行する場合、すぐ停止できるような速度で徐行すること。
- 歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。
- 自転車通行指定部分については、指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行すること。



## ヘルメットをかぶりましょう。

子どもの保護者は、子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



幼児二人同乗用自転車

## 夜の無灯火運転は交通違反です。

罰則: 5万円以下の罰金

夜間通行する場合は、前照灯をつけなければならない。



## 「ながら運転」はやめましょう。

次のような行為をしなからの運転は、注意が散漫になる、安定を失うおそれがあるなど、大変危険なので絶対にやめましょう!



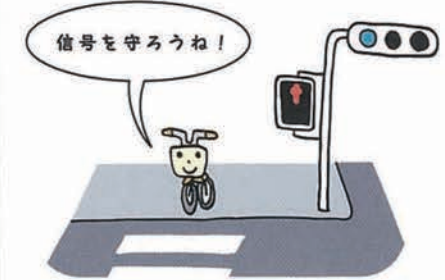
※大音量＝警告器・緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量

## 交差点の通行方法や横断方法にも決まりがあります。

**【信号機の信号等に従う義務】**

罰則: 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

道路を通行する場合には、信号機の表示する信号に従わなければならない。



※横断歩道を通行する自転車は、人の形の記号がある信号灯器に従わなければならない。

横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

**【信号機の信号等に従う義務】**

罰則: 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

人の形の記号がある信号灯器に「歩行者・自転車専用」の掲示板が設置されている場合は、その信号灯器に従わなければならない。

**【指定場所における一時停止】**

罰則: 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止の標識がある交差点では、停止線手前で一時停止し、交差点の安全確認をしなければならない。



**【遵守事項】** 罰則: 5万円以下の罰金

- 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。
- 警告器・緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、カーオーディオ、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。
- かさをさし、物をつづ、又は物を持つ等視野を妨げ、若しくは安定を失う恐れがある方法で自転車を運転しないこと。

# 世界基準の安心・安全のまちづくり 絆でつくる みんなの セーフコミュニティ まつばら



松原市議会公明党議員団として認証取得に対し積極的に推進し  
全力で取り組ませていただきました。

## セーフコミュニティとは

セーフコミュニティとは、事故やけがなどは、偶然起こるものではなく、「予防できる」という理念のもと、事故や犯罪などのデータを科学的に検証することで地域に潜む危険性を明らかにし、行政をはじめ、学校、医療機関、町会、家庭など多くの主体の協働により、全ての人たちが安心・安全に暮らすことができるまちづくりを進める取組です。これは、WHO(世界保健機関)セーフコミュニティ協働センターが推進する、安全と健康に関する世界基準の認証制度で、世界で329の地域(平成26年1月1日現在)、日本では京都府亀岡市、青森県十和田市、神奈川県厚木市、長野県箕輪町、東京都豊島区、長野県小諸市、横浜市栄区が認証を取得しており、松原市は平成25年11月16日に大阪府で初となるセーフコミュニティ認証を取得しました。

## セーフコミュニティに取り組む必要性

松原市においても都市化や核家族化、少子高齢化等の進展により、自治会への世帯加入率が徐々に減少し、地域の繋がりの希薄化が問題となっています。また高齢者や子どもの事故の多様化、虐待やDV、自殺等の増加、さらには地震災害など、暮らしの安心・安全をめぐる課題は次第に複雑化してきています。これらの課題に対応するセーフコミュニティは、松原市にぴったりの取り組みです。

## セーフコミュニティの予防対象

セーフコミュニティでは、予防可能であるという考えに基づき、次の表のような事故によるけがや、犯罪・暴力、自殺など、私たちの安心・安全な暮らしを脅かす全ての事象を対象とします。

| 不慮の事故                | 犯罪・暴力                      | 災害                   | その他            |
|----------------------|----------------------------|----------------------|----------------|
| 交通事故、転倒・転落、溺水、火傷窒息など | 傷害・暴行、薬物中毒、児童虐待、高齢者虐待、DVなど | 地震、火災、風水害等による死亡・けがなど | 自殺、外傷後ストレス障害など |

松原市では、2011年5月にセーフコミュニティに取り組む旨の宣言を行い、同年7月『市セーフコミュニティ推進協議会』を立ち上げ、①子どもの安全②高齢者の安全③交通安全④犯罪の防止⑤自殺予防⑥災害時の安全の6つの重点課題を設定しました。また、各重点課題に関係する組織が横断的に連携して、対策委員会を設置。予防活動を実施してきました。

